

事業進捗状況（令和8年3月末予定）

仮換地指定率	使用収益開始率	建物移転率	街路築造率
87.4%	62.0%	75.3%	66.7%

○所有権が変わった場合は届出が必要です

土地の所有者に変更（売買や相続等）があった場合には、新しい所有者の方を把握する必要がありますので、区画整理課換地担当まで届出ください。

○土地の造成や建築行為等を行う方はご注意ください

土地区画整理事業地内で、建築工事（増築等を含む）等を行う場合は、土地区画整理法第76条の規定に基づき、許可を受ける必要があります。

また、土地の造成や工作物（塀等）の設置についても許可が必要となる場合がありますので、計画のある方は、区画整理課換地担当にご相談ください。

○付け保留地について

付け保留地の購入がまだお済みでない方には、購入手続きのご案内に伺わせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、買受資金を金融機関から借り入れる場合は、その利子の一部を補助する制度があります。詳細については、区画整理課事業推進担当までお問い合わせください。

○空き家となっている物件をお持ちではありませんか？

空き家を放置していると、建物の老朽化に伴う倒壊の危険性が高まるほか、不法投棄や盗難、放火のリスクも高まります。

移転対象となっている空き家を所有している方は、お問い合わせください。

なお、所有物件が移転の対象となるかは、区画整理課にて確認することができますので、区画整理課補償担当までご連絡ください。

○電柱の宅地内建柱にご協力ください

道路上の電柱は、交通の妨げになり、通行者の安全に支障をきたすことから、八潮南部東地区内では、宅地内への建柱をお願いしております。

宅地内建柱について、東京電力パワーグリッド(株)又は東日本電信電話(株)（NTT東日本）が、お願いに伺った際には、ご理解とご協力をお願いします。

八潮南部東地区の情報紙

まちづくりニュース No.38

編集・発行:草加都市計画事業八潮南部東一体型特定土地区画整理事業 施行者 八潮市

事業推進に向けた工事にご協力をお願いいたします

事業の推進に向けて宅地造成工事や街路築造工事を進めております。令和7年度においては、区6-82号線街路築造工事や141街区宅地造成工事等を行いました。工事箇所付近にお住いの皆様におかれましては、工事の時期が近づきますと、調査のお願いに市職員（または委託業者）が伺いますので、ご協力をお願いいたします。

①街路築造工事（区6-82号線）



施工前



施工後

②宅地造成工事（141街区）



施工前



施工後

※写真の位置については、中面（令和7年度事業進捗状況図）をご覧ください。

●建物移転後の様子



事業に対してのご意見、ご要望がございましたら、下記までご連絡ください。

住みやすさナンバー1のまち 八潮



問合せ先 八潮市 都市整備部 区画整理課(市役所3階)
 〒340-8588 八潮市中央一丁目2番地1
 TEL 048-996-2111(代) 内線(換地担当) 460
 (補償担当) 883
 (工務担当) 350
 (事業推進担当) 452

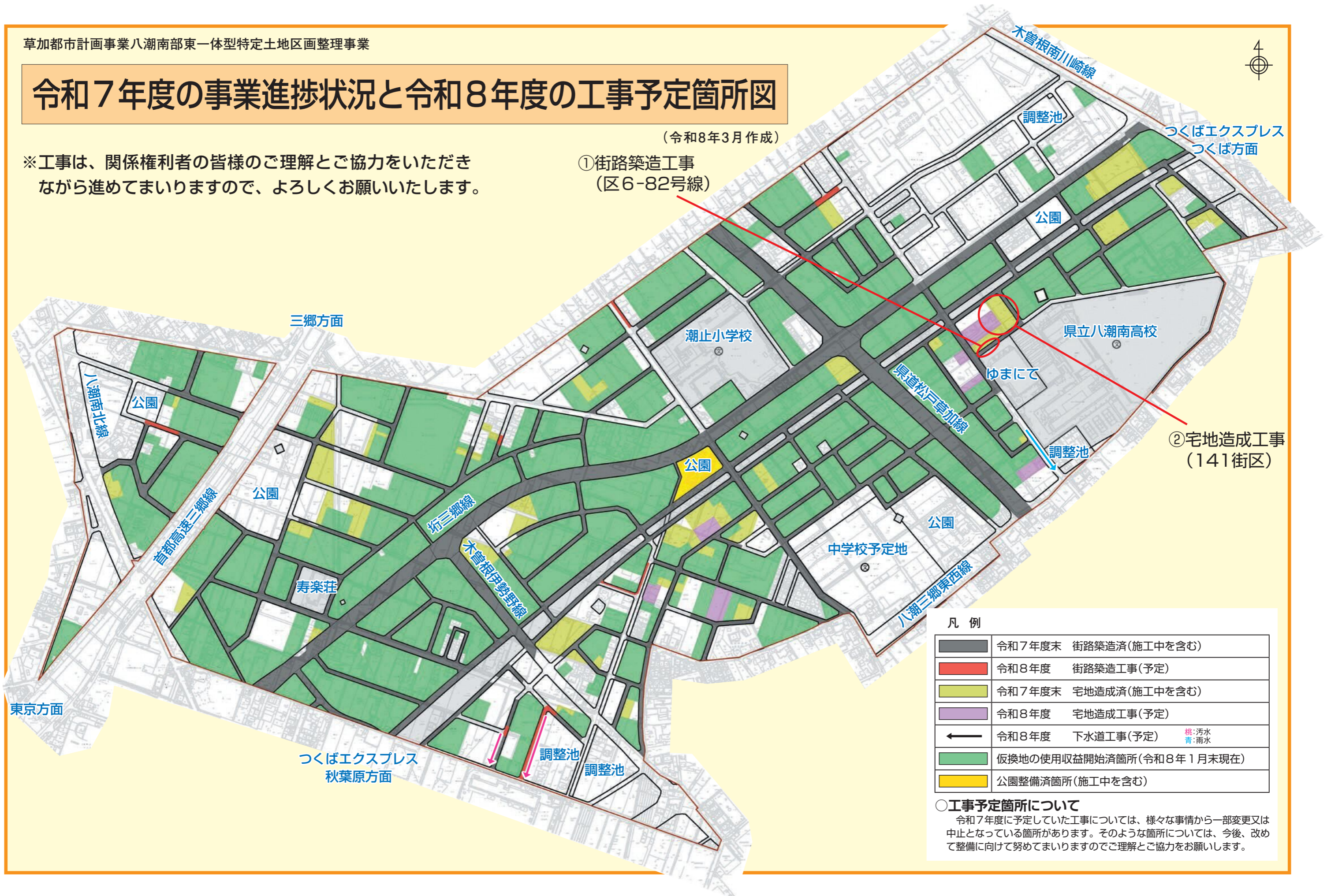
令和7年度の事業進捗状況と令和8年度の工事予定箇所図

(令和8年3月作成)

※工事は、関係権利者の皆様のご理解とご協力をいただきながら進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

①街路築造工事
(区6-82号線)

②宅地造成工事
(141街区)



凡例

	令和7年度末 街路築造済(施工中を含む)
	令和8年度 街路築造工事(予定)
	令和7年度末 宅地造成済(施工中を含む)
	令和8年度 宅地造成工事(予定)
	令和8年度 下水道工事(予定) 桃 :汚水 青 :雨水
	仮換地の使用収益開始済箇所(令和8年1月末現在)
	公園整備済箇所(施工中を含む)

○工事予定箇所について
令和7年度に予定していた工事については、様々な事情から一部変更又は中止となっている箇所があります。そのような箇所については、今後、改めて整備に向けて努めてまいりますのでご理解とご協力をお願いします。